

陳 情	受 理 番 号	9	受 理 年 月 日	令和 7 年 8 月 29 日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	「2025 年 6 月 27 日最高裁判所は 2013 年から 2015 年に行った政府の生活保護基準引き上げは違法とする判決」に対し、生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復することを国に求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

「2025 年 6 月 27 日最高裁判所は 2013 年から 2015 年に行った政府の生活保護基準引き上げは違法とする判決」に対し、生活保護基準を 2012 年まで遡及して保護費を増額し、減額によって侵害された生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復することを国に求める陳情書

陳情の趣旨

沖縄県生活と健康を守る会連合会は、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な生活」の実現を目指し、仕事や生活、生活保護の相談をはじめ、政府の生活保護基準引下げ反対の運動、行政に対しては生活保護制度の市民への周知徹底と運用改善を求めて要請懇談をすすめてきました。

2025 年 6 月 27 日最高裁判所は、2013 年～15 年に行った生活保護基準引き下げを違法とする判決を言い渡しました。低く抑えられてきた生活保護基準により、10 年以上の長期にわたって生活保護利用者の生存権を侵害し、多大な苦痛を与えてきたことに対し、真摯に謝罪するとともに生活保護基準を 2012 年まで遡及し、減額によって侵害された生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復することが求められています。

生活保護基準は生活保護を利用している人だけに関わる問題ではありません。最低賃金や社会保障などの諸制度や諸施策を底支えしており、国民生活全般に極めて重大な影響を及ぼします。現状の生活保護基準では、健康で文化的な最低限の生活が維持できません。生活保護基準を引き上げることが求められています。

記

- 1、生活保護基準を 2012 年まで遡及して保護費を増額し、減額によって侵害された生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復すること。現状の生活保護基準を引き上げ、健康で文化的な最低限度の生活を保障すること。